

担当医 様

「登校許可書」発行のお願い

「学校保健安全法」におきまして、学生が感染症に罹患している、または罹患の疑いがある場合、本人の休養および他人への流行や蔓延を防ぐために、学長は出席停止の措置をとることができると決められております。本学でもこれを判断の基準とさせていただきます。

つきましては、お手数をおかけしますが、登校許可書の発行をお願い致します。

なお、2012年4月1日に「学校保健安全法施行規則」の一部が改正され、いくつかの感染症における出席停止の期間の基準が次のように変更されております。

インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

大阪健康福祉短期大学

学 長

TEL072-226-6625

登校許可書

学生氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
疾患名 (該当する疾患を○でお囲みください)	インフルエンザ 百日咳 麻疹 風疹 水痘 結核 流行性耳下腺炎 その他 ()
療養期間 (上記疾患のため、療養が必要と認めた期間)	平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()
登校許可日	平成 年 月 日 () より登校を許可します
平成 年 月 日 上記のとおり相違ないことを認めます。	
医療機関名	
医師名	Ⓜ

